業務委託に係る最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の引き上げについて

熊本市が発注する一部の業務委託契約については、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度を 導入しております。より一層のダンピング受注を防止し、業務の品質確保を図ることで、公共施設の適切 な維持管理に資するため、この度最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の改正(引き上げ)を行いました。

新たな基準は、<u>令和6年(2024年) | 月 | 日から適用します(令和6年度に履行を開始する契約から</u>対象)。

概要については以下のとおりです。※詳細については、要綱をご覧ください。

【改正対象業務】

- ① 庁舎等の清掃業務委託
- ② 人的警備業務委託(機械警備を含むものを除く)

【改正内容】

項目	対 象 業 務	改正前	改正後
最低制限価格	① 庁舎等の清掃業務委託② 人的警備業務委託(機械警備を含むものを除く)	予定価格(消費税及び地方消費 税相当額を除いた額)×7/IO	予定価格(消費税及び地方消費 税相当額を除いた額)×3 <u>/4</u>
低入札価格調査基準価格	① 庁舎等の清掃業務委託	予定価格(消費税及び地方消費 税相当額を除いた額)×7/10	予定価格(消費税及び地方消費 税相当額を除いた額)×3 <u>/4</u>

最低制限価格制度や低入札価格調査の適用案件である場合は、一般競争入札においては入札の公告に、指名競争入札においては指名通知に明記されます。

各事業者様におかれましては、制度が適用される案件かにご留意いただき、今回の改正内容を踏まえたう えで入札に参加されますようよろしくお願いします。

◆お問い合わせ先

熊本市役所 契約政策課

【対象業務②】総務班 TEL 096-328-2136(直通)

【対象業務①】物品契約班 TEL 096-328-2137(直通)